

# 奈良工業高等専門学校ダイバーシティ推進委員会規程

令和4年2月10日 制定

## (設置)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）にダイバーシティ推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (審議事項)

第2条 委員会は、ダイバーシティ推進に関する事項のうち以下の項目を審議する。

- 一 男女共同参画に関する事
- 二 女性技術者・研究者の養成支援及び裾野拡大に関する事
- 三 他部門からの要請に基づくダイバーシティ推進に関する事項の調整に関する事

## (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 専任教員のうち校長が指名した者
- 二 一般教科から選出された専任教員 1名
- 三 専門各学科から選出された専任教員 各1名
- 四 総務課課長補佐（総務担当）

2 前項第二号及び第三号にかかわらず、第一号の者が所属する一般教科又は専門学科にあつては、第一号の者をもってその選出に代えることができる。

## (委員の任期)

第4条 前条第1項第一号から第三号までの委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第一号に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員会に副委員長を置き、第3条第1項第二号及び第三号に掲げる者のうちから委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

## (委員以外の者の参加)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

## (事務)

第7条 委員会に関する事務は、総務課において行う。

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 奈良工業高等専門学校男女共同参画推進委員会規程（平成24年9月13日制定）は、廃止する。